

地域包括支援センター職員配置要件の緩和について

1. 概要

地域包括支援センター（以下「センター」という。）の職員配置について、職員確保が困難になっている現状を踏まえ、三職種（保健師その他これに準ずる者、社会福祉士その他これに準ずる者及び主任介護支援専門員その他これに準ずる者、以下「三職種」という。）の配置は原則としつつ、センターによる支援の質が担保されるよう留意した上で柔軟な配置を可能とする。

2. 内容

【三職種の常勤換算による職員配置】

センターに配置する三職種（保健師等、社会福祉士等及び主任介護支援専門員等）については、原則常勤の職種を置くこととしているが、那覇市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）が、第1号被保険者の数及びセンターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該センターの職員の勤務延時間数をセンターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）による配置を可能とする。

【本市独自の要件】

- ① 職員配置要件人数の半数以上は、常勤の職種とする。
- ② 管理者となる三職種は、常勤の職種とする。

【常勤換算方法】

常勤の職員の確保が困難な場合において、非常勤職員勤務延時間数を地域包括支援センターの常勤職員が勤務すべき時間で除することにより、非常勤職員の員数を常勤職員の員数に換算する方法。

$$1 \text{ ヶ月の非常勤職員の勤務延時間} \div 1 \text{ ヶ月常勤職員が勤務すべき時間} = \text{常勤換算数}$$

【実施条件】

- ① 現に欠員が生じており（見込みも含む）または当該欠員についてハローワーク等で、募集を行っているものの採用が困難であること。
- ② 職員配置要件人数の半数以上は、常勤の職種であること。

- ③ 管理者ではないこと。
- ④ 常勤換算方法による職員配置について、事前に市と協議を行うこと。

【留意点】

常勤換算方法による職員配置について、「運営協議会が、第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるとき」となっていることから、実施に当たっては、事前に市と協議を行うこと。

【適用開始】

令和8年4月1日より